

# いこま もっと知ろう、いこまのこれから。 市議会のうごき

No.136

平成30年(2018年)

9月定例会

3月 6月 9月 12月



市民懇談会 (2018年8月19日)

## 9月定例会 一般会計決算などを認定

### INDEX

議案審議 .....	P.2-5
市民懇談会 .....	P.6
一般質問 .....	P.7-10
議会のうごき .....	P.11
議決結果 .....	P.12

HPでも詳細をご覧ください。  
<http://www.city.ikoma.lg.jp/gikai/>

## 小学校・公立幼稚園へのエアコン設置に向けた一般会計補正予算案を原案可決

8月22日に開会した8月臨時会では、市長から、来年夏までに小・中学校、市立幼稚園にエアコンを設置することを旨として、小学校と市立幼稚園へのエアコン設置に係る設計費用を計上する一般会計補正予算案（※中学校への設置設計費用は当初予算に計上済）が提出され、全会一致で可決しました。提案理由として、今年の猛暑を受け、夏場の教室環境の改善が急務であることが挙げられています。

9月定例会では、8月臨時会での補正予算案の可決を受け、議員から国に対し、小中学校・幼稚園へのエアコン設置に対する補助金拡充を求める意見書案が提案され、全会一致で可決しました。

### 財源確保の見通しは

**問** 小中学校・幼稚園へのエアコン設置費用として、設計費用を除いて16億5000万円を見込んでいるとのことだが、どのように財源を確保するのか。

また、国の補助金が非常に少ない場合でも設置するのか。

**答** 国と県の補助金・交付金、ふるさと納税・街頭募金による寄附を財源として活用するとともに、事務事業の見直しによって、一般財源の確保を目指していく。

国の補助金が得られない場合でも設置を進めていく方針であり、補助金の状況によっては、基金の取り崩しや地方債の発行も考えている。



快適に学習できるための環境整備は地方公共団体の責務

### 賛成討論の論点

○子どもは、暑さに対してより影響を受けるため、熱中症になりやすいが、体調変化の自覚が難しく、訴えることができない。来年も猛暑となる可能性があることから、命が危険となる状況を速やかに改善するべきである。

### 公立幼稚園、小中学校へのエアコン設置に対する財政支援の拡充を求める意見書を全会一致で可決

#### 【意見書の概要】

近年、夏季において、命に関わる危険な暑さを記録する日が全国的に続いている。

学校環境衛生基準では、教室の温度は「17度以上、28度以下」が望ましいとされているが、この基準を満たさない状況が頻発している。

そのため、幼児・児童・生徒が過酷な環境で保育、学習を強いられ、学ぶ意欲だけでなく、健康面にも多大な影響を及ぼしている。

このように、夏季における教育環境の改善、なかでも学校施設への空調設備の設置は、早急に対応すべき全国的な課題となっている。

本市においても、夏季の教育環境の改善を喫緊の課題とし、幼稚園、小中学校の教室などに空調設備を早急に設置することを決断した。

しかし、校舎の老朽化対策、トイレ改修などの課題はまだまだ残されており、厳しい財政事情の中、空調設備の設置とともに実施することは困難となっている。

日本の未来を担う子どもたちを、心豊かに教えるため、子どもたちが快適に学習できるための環境整備は、国、地方公共団体の責務である。

よって、国においては、早急かつ全国的に対応しなければならぬ課題となっている普通教室等への空調設備の設置を促進するため、学校施設環境改善交付金の上限額を撤廃するなど、財政支援を大幅に拡充することを強く要望する。

### 人事案件を審議

9月定例会では、教育委員会委員の任命議案が提案され、全会一致で同意しました。また、人権擁護委員の推薦について意見を求められ、適任と認めることを議決しました。

○教育委員会委員

飯島敏文さん

○人権擁護委員

中谷八榮子さん

藤尾庸子さん



## 平成29年度決算を認定、附帯意見を提出

平成29年度各会計決算認定議案は、決算審査特別委員会を設置して審査し、報告を含む11件全てを認定、了承するとともに、附帯意見を決定し、市長に提出しました。

### 一般会計決算に対し9項目の附帯意見を提出

平成29年度の一般会計決算は、歳入369億3900万円、歳出358億8600万円、翌年度へ繰り越す財源1億4800万円を差し引いた実質収支は、9億500万円の赤字となりました。

また、当該年度のみ収支を示す実質単年度収支は過去2年連続で赤字となっていたものの、平成29年度は事務事業の必要性の再検討を行い、執行額を精査することなどにより約5億7500万円の赤字となりました。

しかし、赤字の要因の一つが、必要性を認めて予算化され、議会で予算を認めた事業の不執行であることの問題点を指摘し、いったん予算化された事業について適正な執行を求めました。

なお、決算審査特別委員会での審査を踏まえ、今後の事業執行において適切に処置を講ずることを求める附帯意見を決定し、市長に提出しました。

### 附帯意見の内容

#### ○契約検査事務（電気の調達）

いこま市民パワー㈱との電力調達契約が随意契約で行われたが、本来の手法である一般競争入札を実施すること。もし、仮に入札によらない場合でも近隣他市の落札価格に比べて、同等の価格で契約するとともに、その契約価格の設定および手続きの透明性を確保すること。

#### ○契約検査事務（ガスの調達）

ガスの調達に際して、早急かつより多くの公共施設を対象として、一般競争入札を実施すること。

#### ○防災会議運営事業

会議の開催方法や内容を見直し、各種防災訓練および災害状況の検証ならびに今後の対策の検討に対して、会議を有効に活用すること。

#### ○高齢者交通費等助成事業

委託料に対し、事務費約4066万円（約16%）の割合が大きいことから、事務費を削減するとともに、利用状況な

どを検証し、費用対効果を踏まえた施策の改善に努めること。

#### ○私立保育所等整備補助事業

待機児童解消に向けた取組について、一定の成果が上がっている潜在保育士発掘のための取組を更に拡充するとともに、小規模保育事業所の開設場所（不動産物件）確保に向けた行政の支援、企業などの事業所内保育拡充に向けた取組および保育の広域調整など、あらゆる方策を講ずること。

#### ○学童保育施設運営事業

学童保育の持続的、安定的な実施に向けて行政は、保護者、指導員との連携、協力のもと、組織体制、役割と責任、費用負担、指導員の処遇および労働環境など、学童保育の運営の在り方を抜本的かつ早急に見直し、改善すること。

#### ○ごみ減量化対策

指定袋の販売益などの財源を活用しつつ、新たな環境保全対策、ごみ減量化対策などの事業の拡充に努めること。なかでも家庭ごみの減量化に対しては、生ごみ自家処理容器の普及などの促進策を拡充すること。その際、学校教育などとの連携、協力のもと効果的な施策を検討し、実施すること。

#### ○幼稚園管理運営事業

生駒市学校教育のあり方検討委員会の就学前教育・保育部会において、「就学前教育・保育のあり方に関する基本方針」を踏まえ、地域の就学前教育、保

育のニーズを把握した上で、各公立幼稚園の地域性を踏まえた取組方針を明確にされたい。

#### ○予算執行

予算編成段階において、中長期的な視点での経費削減に配慮しつつ、各事業の効率性、必要性、有効性を厳しく精査し、いったん予算化された事業については適正に執行するとともに、予算執行段階において、状況の大きな変化がある場合は、改めて議会での審議に付すなど対応すること。

### 反対討論の論点

#### 【一般会計決算】

○いこま市民パワー㈱との電力調達契約は、前年と同額で随意契約されているが、近隣他市の契約状況を踏まえた経費削減の価格交渉が行われたとは認められず、経費削減の機会を失っていることから当該契約は認められない。

また、そのような契約を含む予算執行は健全なものとは言えない。

#### 【国民健康保険特別会計決算】

○国民健康保険の制度趣旨および国保加入世帯の所得状況などの実態を踏まえると、平成29年度末の残高が約18億円の財政調整基金については、被保険者に還元し、負担軽減などを行うべきである。

8月臨時会・9月定例会 議案審議

議員定数を削減する条例改正案を否決

9月定例会では、市民の直接請求に基づき提案された、生駒市議会の議員定数を24人から22人に削減する条例改正案を賛成少数で否決しました。

本条例改正案は、4月臨時会において提案され、議員定数に関する特別委員会を設置し、継続して審査を行っていたものです。

審査にあたっては、議会基本条例の規定を踏まえ、市の現状、課題および行政需要の把握、地方自治制度の動向の把握、市民意見の把握、学識経験者からの意見把握などの調査を実施し、調査報告書を取りまとめるとともに、「議員定数について」をテーマとする委員間の自由討議を行いました。

※これまでの調査の詳細は、いこま市議会のうごき8月15日号をご参照ください。

パブリックコメントを実施

本条例改正案の審査にあたり、市民意見の把握を行うため、議員定数に関するパブリックコメントを実施しました。その結果、定数削減に賛成の立場の意見89件、反対の立場の

意見16件、計106件の意見を頂きました。

※詳細は5ページをご参照ください。

市民懇談会を実施

8月19日に龍谷大学の土山希美枝教授をお招きし、「議員定数を含むこれからの議会の在り方について」をテーマに市民懇談会を開催しました。

当日は、土山教授から「議会に求められること、市民が求めること」について講演いただき、その後、グループごとに分かれ意見交換を行い、議会および議員定数に対する市民のご意見を取りまとめ、発表しました。

また、参加者に対して議員定数に関するアンケートを実施し、参加者46人のうち、42人から回答を頂きました。

※詳細は6ページをご参照ください。

委員会自由討議を実施

9月13日に開催した委員会において、「議員定数について」をテーマとした委員間の自由討議を5つの論点に基づき実施しました。各論点に対するおもな意見は次のとおりです。

【論点1】

議会、議員の活動の現状に対してどのように評価しているのか。

また、議会の改善の必要性、議員の資質向上の必要性を感じているか。

●現状において、広報広聴機能、行政監視機能、政策立案機能がまだまだ不十分である。

●議会の改善、そのための議員の資質向上が必要である。

【論点2】

議会の改善に向けてどのような課題が残されていると考えるか。

●市民に議会、議員の動きを見てもらえるよう広報機能を強化する必要がある。

●市民の多様な意見を聞き、現場で問題把握できるよう広聴機能を強化する必要がある。

●専門家である職員に対して行政を監視できるよう議会の監視機能を高める必要がある。

●行政に対する監視機能を高めるとともに、政策立案、提言機能を強化する必要がある。

【論点3】

議員の資質をどうとらえるか。資質向上に向けてどのように取り組めば良いか。

●議員の資質は品性、意欲、良識、見識、創造性であり、個々に努力して高められる。

●市民に信用を与えるのは議員の品性であり、資質は読書により向上できる。

●議会に求められる力は多様性であり、年齢、経験、能力の違う個人が、様々な切り口から問題を発見して調査し、解決策を追及していくところに価値があり、その経験と努力によって資質は向上できる。

●改選ごとに構成が変わる議会では、議員の資質は不均質にならないため、その中でも最高のパフォーマンスを出せる仕組みづくりが必要である。



議員定数に関する特別委員会での委員間討議

【論点4】

行政改革の一環として、議員定数削減により経費削減すべきと言われていることについてどのように考えるか。

● 最少の経費で最大の効果を発揮するため、定数削減により経費を削減し、議員の資質向上により効果を維持、向上すべきである。

● 全国的に人口減少が進むなか、市民から、議会としての経費削減の姿勢が求められており、全国に先駆けて定数削減後も運営可能というモデルを示すべきである。

● 行政に対する監視が議会の根幹であることから、多くの議員の目で行政の無駄遣いをチェックすることが行政改革につながる。

● 職員数は一時に比べ2割削減されているものの、議員定数は同じであり、市民参加のシステムも充実し議員の負担は減っていることから、定数を削減すべきである。

● 議会では、行政の市民参加のシステムでは把握できない、市民の生の声、声なき声を聞き、その声を政策に転換していくことが重要である。

● 行政は職員を削減しつつ、変わらぬ仕事量に対して外部委託などで対応しているが、議員の仕事の外部化は難しく、大きな経費が必要である。

【論点5】

議員定数は削減すべきか、増員すべきか、現状維持すべきか。また、その理由は。

【削減すべき理由】

● 議員が減っても議員の資質とその発揮力を高めれば補うことができる。

【増員もしくは現状維持すべき理由】

● 多様な市民意見を聞き、応えとともに、議会の監視機能を強化するためには今以上の議員が必要である。

● 議員の削減で、市民の議会に対する不満を解消できるか疑問である。

● 資質と発揮力を高めれば議員を減らせるというのは精神論に過ぎない。

● 資質の不均衡を前提に、議会の機能を低下させない仕組みをいかに作り動かすかが先決であり、このような仕組みが無いままに、まず減らしてみてもというのは無責任である。

本会議での賛成討論の論点

○ 定数を削減しても、各議員が議員に必要な資質を更に発揮することで議会の機能は維持、向上できる。

○ 直接請求に必要な法定数を大きく上回る署名が集まり、パブリックコメントや市民懇談会でのアンケートにおいても削減を求める声が多く寄せられたことから、市民の意見に向き合うべきである。

○ 行政改革を実現するため、これまで職員の定数削減が行われてきたことから、議会も身を切る改革を行うべきである。

○ 平成29年1月から22人で議会運営を行ってきたが、運営に問題はなく、行政監視機能の低下は感じられなかった。

本会議での反対討論の論点

○ 議員定数の削減により、多様な視点が見失われ、監視機能の低下を招くとともに、市民の意思が市政に反映しにくくなる。

○ 議員定数は議会活動を行うための仕組みの一つであり、議会活動を十全に行うため、また、議会や議員に対する不満を解消するためにどうすべきかを考え、実行することが先決である。

○ 議会に必要なのは、議員および議会活動の強化、改善の取組であり、市民の不满は、議員定数を削減することで解消されるものではない。

○ 行政改革の一環として、経費節減のために議員定数を削減することは、かえって議会の監視機能を弱め、行政の無駄遣いを許すことになり、本末転倒である。

パブリックコメントの結果

○ 意見募集期間

平成30年7月23日(月)～平成30年8月22日(水)

○ 意見提出件数

106件(持参10件、郵送69件、FAX15件、ホームページ12件)

○ 質問項目

・議会の活動に満足していますか  
・議員定数を変えるべきですか

○ 回答結果

議員定数を変えるべきか

	増員すべき	現状維持	削減すべき	わからない	合計
市議会の活動に満足しているか					
満足	1	0	0	0	1
やや満足	0	5	5	0	10
不満	0	6	73	0	79
やや不満	0	4	9	0	13
わからない	0	0	2	1	3
合計	1	15	89	1	106



市民懇談会で出されたおもな意見

- ・議会と議員の活動内容が市民にとってわかりにくいいため、よりわかりやすく公開していくべき。
- ・地域に足を運び、市民の声を聞き、市民に見えるかたちで、活発な議論と積極的な政策提言を行うべき。
- ・議案審議にあたって、討論を積極的に行うなど、議員個人の考えを表明し、議決を行うべき。

市民懇談会でのアンケート結果

問 議会の活動に満足していますか

- 満足・やや満足のおもな理由
  - ・市政報告会などで、市民生活について必要なことを聞いてもらえる。
  - ・議会の活動に不満はないが、活動内容が見えにくいことがある。
- 不満・やや不満のおもな理由
  - ・政策提案の取組が少なく、行政の提案を議決しているだけと感じる。
  - ・市民意見を把握し、市政に反映する面が見えにくいと感じる。
  - ・議員一人一人が日々どのような活動をしているかわからない。

問 議員定数を変えるべきですか

- 増員すべき・現状維持のおもな理由
  - ・多様な市民のニーズを正確に議会に反映するためには更に増員すべきである。

- ・行財政運営のチェックには、一定数以上の集団が必要であり、議員定数を削減する必要はない。

○削減すべきのおもな理由

- ・全国的に議員定数を減らす傾向にあるとともに、今後市の財政状況は厳しくなっていくことから、議員定数を削減し、福祉などその他の施策に充当すべきである。
- ・議員定数の理論的な必要数が明らかではないため、何人が適正な議員定数か判断できないが、今の議会運営から見ると、2名削減による問題は感じ取れない。

議員定数を変えるべきか

市議会の活動に満足しているか	議員定数を変えるべきか				合計
	増員すべき	現状維持	削減すべき	わからない	
満足	0	0	0	0	0
やや満足	4	2	6	1	13
不満	1	5	10	0	16
やや不満	3	1	3	0	7
わからない	0	1	3	0	4
記入なし	0	0	2	0	2
合計	8	9	24	1	42

◎講演（土山希美枝 龍谷大学教授）の概要

テーマ「議会に求められること、市民が求めること」

○自治体は何のためにあるのか

自治体は、市民に必要不可欠な政策・制度を整える機構で、市民の信託に対し、政策・制度を良いものにする責務がある。

○良い政策・制度とは

政策効果が高く、市民に必要不可欠なものが良い政策・制度であるが、地域にとって、何が政策効果が高く、必要不可欠であるかは正解がない。

そのため、多様な市民の意見を拾い上げ、公開で議論することによって、答えを出す必要がある。

○議会の役割とは

議会は、市民の意見を拾い上げ、公開で議論するための場であるとともに、自治体の唯一の意思決定機関で、政策・制度を制御する機能であるが、市民はそのように見ていない。なぜなら、議案の約9割が首長提出で、議会は追認するだけの機関と考えられているからである。

今後は、主体的に自治体の政策・制度の制御にかかわる「政策議会」を目指す必要がある。

○「政策議会」とは

議会の存在によって、政策・制度が市民から見えて良いものになっていくような議会のことである。

そのためには、公開の場での議論の活性化とともに、議論の場に市民がアクセスできること、アクセスする市民への適切な情報公開が行われていることが必要となる。

○議会の役割を果たすために

我がまちの政策・制度の課題、争点をとらえ、その課題を市民と共有することが必要である。

○議会に求められること

議会は、市民と課題を共有し、公開の場で議論し、まちづくりを考えることができる。

行政が誤ることを認識して、行政を監視し、議会の立場から良い政策・制度を作るための役割を果たすことが求められる。

市民が、見ること、評価すること、参加することを通じ、議会を「コントロール」することも大切である。

＼ここが知りたい！／

# 本会議の一般質問

9月  
4日～6日  
定例会

質問者数 10人

掲載以外の一般質問もありますので、  
ホームページや後日発行の会議録をご覧ください。

暑さ対策および教育現場のエアコンの活用について

神山聡議員（無党派）

**問** 来年6月末までの小・中学校のエアコン設置に併せて、公立幼稚園においても設置されるのか。

**答** 幼稚園にも設置する方針であるが、工事時期や工事業者の確保などについて精査しなければならないことから、小・中学校と同時期の設置ができるとは言い切れないものの、設置に向けて全力で努力する。

**問** 市民の命を脅かす近年の猛暑に対し、先進地などの対策事例を調査して、本市における暑さ対策を強化すべきと考えるがどうか。

**答** 暑さ対策の中でも、特に熱中症については、適切な対策などを知っていれば防ぐことができると思われることから、引き続き、対策事例を研究し、関係部署とも連携をとりながら強化していきたい。

**問** 教職員が危機感を持ち、エアコンの運用を行わなければならないと考えるが、校長会などにおいて危機意識の共有は図れないか。

**答** 各学校に対して、エアコンの利用について細かく指示することまでは考えていないが、適正な教室環境を維持するために利用するものであることから、必要に応じて、校長会などでも周知したい。

改正健康増進法について

下村晴意議員（生駒市議会公明党）

**問** 改正健康増進法では、望まない受動喫煙をなくすることが第一に挙げられているが、本市はどのように理解しているのか。

**答** 法改正によって、一定の場所を除いて喫煙を禁止するとともに、施設管理者などが採るべき措置などが定められていることから、より受動喫煙対策が進んでいくものと理解している。

**問** 歩きタバコおよび路上喫煙の防止に関する条例の施行にともない、本年6月から歩きタバコ等禁止区域が設定されたが、市民の理解を得て、実行されているのか。

**答** 口頭での指導件数やタバコのポイ捨て本数は減少しているものの、ポイ捨てが依然として見られることから、禁止区域の周知に一層取り組みが必要があると考えている。

**問** 本市において、受動喫煙防止条例を制定する考えはどうか。

**答** 現行条例では、屋外の公共の場所での歩きタバコを全域で禁止するとともに、人が多く集まる区域を喫煙禁止区域に指定することによる受動喫煙の防止を考えていることから、本条例の推進を重点的に行い、今後の国や県の動向も踏まえた上で、条例の必要性を検討していきたい。



歩きタバコ等防止指導員によるパトロール



台風で倒壊した電柱

災害対策について

成田智樹議員（生駒市議会公明党）

**問** 防災行政無線などの導入により、避難行動を促す体制が整備されつつあるが、最近の災害発生時の避難状況と避難所の受入れ態勢、設備および備品などの配置基準はどうなっているのか。

**答** 各避難所に職員を派遣して受入れを行っており、7月の豪雨では、24世帯37名が避難所を利用された。設備・備品の避難所ごとの配置基準は設けていないが、市が保有する総数は定めている。

**問** 平成30年7月豪雨では、災害弱者の被害が数多く報告されているが、本市の災害時要援護者避難支援プランの運用状況は。

**答** 当該豪雨で、災害時要援護者の避難所の利用はなかったが、8月の台風20号上陸の際には、1名が避難所を利用した。

**問** ハザードマップ（被害予測地図）の市民への周知はできているのか。

また、同マップを活用し、学校や地域で防災教育は行われているのか。

**答** 同マップは戸別配布により周知している。

また、学校では、各学校の計画に基づき防災教育を実施し、地域では、防災訓練への職員派遣により、災害への意識向上や啓発を行っている。

災害廃棄物処理計画の策定について

恵比須幹大議員（生駒市議会公明党）

**問** 県が、平成27年度に災害廃棄物処理計画を策定したことを受け、本市においても同計画を策定することを提案してきたが、本市が策定する場合には、震災はもとより地域特性を考慮した土砂災害を含む風水害を想定した内容が望ましいと考えるが、市の見解はどうか。

**答** 計画の策定に当たっては、基本的には地震災害を想定しているが、風水害も想定した計画としたい。

また、北・中・南地区およびため池のハザードマップを計画に反映するとともに、各地区の地理的な状況の違いを考慮して、地区ごとの計画を考えていきたい。

**問** 災害廃棄物の処理においては、「仮置場」と「集積所」の早期開設が重要と考えるが、現状における市の想定はどうか。

**答** 市内で避難所とならないスポーツ施設のグラウンドなどの空き地や生駒山麓公園を想定しており、計画策定モデル事業の経過から推計される廃棄物の量と併せて検討し、仮置場と集積場所を選定したいと考えている。

他の項目

● 一般廃棄物処理対策について

地域包括ケアシステムの深化・推進について

竹内ひろみ議員（日本共産党）

**問** 高齢者を地域で支え合うため、生活支援コーディネーターを核とする取組の状況は。

**答** 現在、市全体で生活支援コーディネーターを1名配置し、地域課題を整理する協議体を設置している。

今後は、その仕組みを強化するため、小学校区などを単位とする協議体の設置を検討している。

**問** 過不足ないサービス提供のため、ケアプランの点検（確認）支援が実施されている。介護サービスからの「早期卒業」について、市の考えは。

**答** 早期卒業を急ぐと重度化を招き、結果的に介護給付が増えると考えている。利用者の自立支援に向け、状態像に合ったサービスの確認を丁寧に行うだけではなく、適切なケアプランの作成や、地域ケア会議での助言・指導ができるよう、職員の資質向上に取り組んでいる。

**問** 在宅医療・介護連携において、「入退院調整マニュアル」の運用は。

**答** 主治医などが参加するカンファレンスを開催し、病院担当者やケアマネジャーなどが情報を共有して、入院時には現況などの情報提供がされ、退院後には支援の必要性などの調整のため、連携をしている。





ハザードマップの作成が終わったため池  
(小平尾町)

ため池の防災・減災について

吉波伸治議員（市民ネット）

**問** ため池ハザードマップの作成状況は。

**答** 本市では、10箇所のため池について、ハザードマップの作成を進めている。その内、5箇所についてはすでに公表をしており、残りの5箇所についても、今年度と来年度で作成の予定をしている。

**問** 現在、農林水産省が進めている緊急点検の対象となっているため池について、本市の点検状況はどのようなになっているか。

**答** 8月に、ため池の規模や下流への影響などを県と協議の上、144箇所のため池を特定し、緊急一斉点検を実施した。現地確認による点検を完了させ、農林水産省に報告を行った。

**問** 大小のため池の防災・減災の短期対策と中長期対策は、どのように講じているか。

**答** 短期対策としては、ため池の管理者などに対し、雨期における施設管理についての注意喚起の文書を毎年発送し、日常管理の重要性を促している。

また、中長期対策としては、ため池の管理者などと協議をしながら、ため池の状況に応じたハード面の改修支援を行っている。

職員・組織のマネジメントに  
ついて

ついで

樋口清十議員（大樹）

**問** 年度当初に部の主要施策と併せ、組織運営の方針を作成・公表する必要があると考えるかどうか。

**答** 本市では、人材育成基本方針が明確であることから、それに基づく職務行動評価も実施しているが、更に良い制度があるかについて、引き続き考えていきたい。

**問** 不断に業務改善が行われる組織文化の醸成、そのための仕組みの構築が必要と考えるかどうか。

**答** 本市では、職員提案制度を実施しており、人事評価制度においても、業務改善の提案があった場合は、評価を行う機会を持っている。

また、業務改善などについて、若い職員の自主的な活動もあることから、既存制度との組合せによる新しい仕組みの構築を期待したい。

**問** いびつな年齢構成のため、将来的に職員数の維持が課題となるが、次期定員適正化計画では、この課題に対してどのような人材採用・育成を実施しようと考えているのか。

**答** 中堅職員が少ない課題については、昇任期間の見直しや社会人の中途採用によって対応するとともに、今後は、幹部職員になるための研修と人材育成をより強化していきたい。

いこま市民パワー(株)との  
公共施設の電力契約について

中浦新悟議員（大樹）

**問** 他市の電力契約の入札結果は、平成28年比約4割減となっている。本市は、いこま市民パワー(株)と平成28年と同額で随意契約しているが、価格は妥当なのか。

**答** 対象施設の電気料金の総額がこれまでの価格を上回らないこと、関西電力が公表する価格と同等以下とすることによって妥当と判断している。

**問** 当該契約の価格決定に当たり、どのような折衝が行われたのか。

**答** 平成28年度の電気料金の総額に大きな変動が生じない水準、またはそれよりも低い水準とするよう要請し、それに基づきいこま市民パワー(株)が決定した価格を踏まえ、電力供給を受ける施設所管部署との協議の上、契約した。

**問** 今後も随意契約をすることのことだが、契約金額はどう算定するのか。

**答** これまでの電気料金の総額に大きな変動が生じない水準の維持を前提として、算定時点での関西電力の公表価格と同等以下で契約する方向で、いこま市民パワー(株)と調整している。

他の項目

● 竜田川河川氾濫の危険性について

市の安心・安全対策について

桑原義隆議員（凜翔 絆）

**問** 公共施設以外のブロック塀の点検などを実施しているのか。

また、ブロック塀の点検などに対する補助の検討は。

**答** 大阪北部地震の翌日にパトロールを行い、目視での点検を実施し、さらに、自主点検についてもホームページで啓発をしている。

また、撤去工事の補助制度については、現在検討している。

**問** 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）内の方が、地質調査などを実施する場合、国・県からの補助および市独自の支援などはあるのか。

**答** 地質調査などへの補助はないが、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されると、住宅の撤去などに要する費用の一部が補助される国の制度がある。

**問** 災害時の自治会への連絡および正確な情報伝達方法は。

また、防災行政無線のサイレンの使用法について改善はされるのか。

**答** 避難勧告などの発令時に、自治会長に連絡をしている。その際、質問に対し即座に対応できなかったこともあり、改善を図っていく。

サイレンについては、以前から指摘があり、放送内容やシステムの改善を含め検討していく。

学力学習状況調査結果と対応について

浜田佳資議員（日本共産党）

**問** 本市の全国学力学習状況調査に参加する目的と、調査による結果は、どのように活用しているのか。

**答** 全国的・全県的な児童・生徒の学力や学習状況を把握、分析することによって、本市の児童・生徒の学力向上や学習状況などの改善につなげることを目的としている。各学校では、教育指導の充実や学習状況の改善に役立てるとともに、教育委員会では、教育大綱アクションプランなどを通じて、継続的な検証・改善サイクルに活用している。

**問** 読解力や論理的思考力向上の一つの方法として、ディベート教育の導入を検討してはどうか。

**答** 本市では、小学 6 年生や中学校の国語の授業において、ディベートに類似したコミュニケーション活動を実施していることから、次期学習指導要領を踏まえながら、引き続き、主体的・対話的で深い学びを推進するツールとして、ディベートを含めたコミュニケーション活動に取り組みたいと考えている。

他の項目

●若い世代の流入・定着促進について

委員会視察報告

市民文教委員会

小中一貫教育・地域学校園の取組、子ども教育連携推進事業について、10月11日に栃木県宇都宮市、12日に埼玉県草加市を視察しました。



▲埼玉県草加市

都市建設委員会

水道事業の広域化について、10月24日に香川県、25日に香川県広域水道企業団を視察しました。



▲香川県広域水道企業団

企画総務委員会

自治体新電力の取組、自治体と地域新電力会社の連携の在り方について、10月15日に福岡県みやま市、16日に鹿児島県日置市を視察しました。



▲福岡県みやま市

厚生消防委員会

がん検診の取組、がん予防に向けた健康づくりの取組について、10月15日に神奈川県大和市、16日に東京都荒川区を視察しました。



▲東京都荒川区





議会のうごき

9月				8月				7月																						
18日	14日	13日	12日	11日	6日	5日	4日	3日	31日	29日	24日	22日	19日	17日	30日															
決算審査特別委員会	予算委員会	議員定数に関する特別委員会	企画総務委員会	予算委員会	市民文教委員会	厚生消防委員会	予算委員会	都市建設委員会	9月定例会本会議	9月定例会本会議	9月定例会本会議	9月定例会本会議	9月定例会本会議	9月定例会本会議	9月定例会本会議	総合計画特別委員会	広報広聴委員会	議案説明会	議会運営委員会	全員協議会	市民懇談会	8月臨時会本会議	予算委員会	議案説明会	議会運営委員会	全員協議会	議案説明会	議会運営委員会	広報広聴委員会	総合計画特別委員会

**絵画を展示しています**

生駒市議会では、開かれた議会の取組の一環として、市役所5階のロビーをギャラリーとして開放しています。みなさま、どうぞお気軽にお立ち寄りください。

10月				9月																							
30日	29日	25日	24日	22日	16日	15日	12日	11日	5日	3日	27日	21日	20日	19日													
広報広聴委員会	総合計画特別委員会	(香川県・香川県広域水道企業団)	都市建設委員会視察	総合計画特別委員会	厚生消防委員会視察	(福岡県みやま市・鹿児島県日置市)	企画総務委員会視察	市民文教委員会視察	広報広聴委員会	9月定例会本会議	決算審査特別委員会	議会共済会総会	議員共済会幹事会	議会運営委員会	9月定例会本会議	9月定例会本会議	議会運営委員会	議案説明会	全員協議会	9月定例会本会議	議会運営委員会	議員共済会幹事会	議員共済会総会	決算審査特別委員会	決算審査特別委員会	決算審査特別委員会	決算審査特別委員会

12月定例会の会議の予定

11月26日(月) 13時	議案説明会
30日(金) 10時	議会運営委員会
12月5日(水) 10時	本会議(一般質問)
6日(木) 10時	本会議(一般質問)
7日(金) 10時	本会議(一般質問)
10日(月) 10時	本会議(一般質問)
12日(水) 10時	都市建設委員会
13日(木) 10時	予算委員会
14日(金) 10時	総合計画特別委員会
18日(火) 10時	予算委員会
21日(金) 10時	本会議

平成31年3月定例会までの日程は、生駒市議会ホームページに掲載しています。

予定は変更する場合がありますので、市議会ホームページをご覧ください。  
電話は議会事務局(74-1111)内線604までお問い合わせください。

議会の傍聴にお越しください

市議会の活動状況を知るために、本会議、常任委員会、議会運営委員会、広報広聴委員会、災害対策委員会、特別委員会、議案説明会および全員協議会を傍聴することができます。議員の活動などを知る良い機会ですので、ぜひお越しください。

傍聴を希望される方は、市役所5階の受付で傍聴受付票に住所、氏名を記入していただくだけで傍聴することができます。

傍聴の受付は、会議開催当日の先着順(各会議の傍聴の定員を超えた場合は別室での中継視聴)となり、受付開始時間は午前8時30分です。詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

〈傍聴定員〉

●本会議：一般傍聴席48人、報道関係者席13人(車いす専用席も用意しています)

●常任委員会、特別委員会、議案説明会、全員協議会：傍聴席12人

●議会運営委員会、広報広聴委員会、災害対策委員会：傍聴席8人

平成30年8月臨時会・9月定例会の議決結果

議案名	議決結果	公明党	日本共産党	市民	国	凛翔絆				大樹			無	無	無	無								
		下村 晴意	成田 智樹	惠比須 幹夫	浜田 佳資	竹内 ひろみ	久保 秀徳	吉波 伸治	沢田 かおる	山田 耕三	桑原 義隆	中谷 尚敬	白本 和久	福中 眞美	吉村 善明	樋口 清士	井上 充生	中浦 新悟	改正 大祐	松本 守夫	伊木 まり子	西山 洋竜	神山 聡	片山 誠也
生駒市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について	否決	●	●	●	●	●	○	○	○	●	—	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○
平成29年度生駒市一般会計決算の認定について	認定	○	○	○	●	●	○	○	○	○	—	○	○	○	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○
平成29年度生駒市国民健康保険特別会計決算の認定について	認定	○	○	○	●	●	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

◎議長(中谷尚敬)は、議決に加わらないため、「—」と表示しています。

○=原案賛成 ●=原案反対

◎会派名:公明党(生駒市議会公明党)、市民(市民ネット)、国(国民民主党)、無(無会派)

全会一致で原案可決・同意・認定・了承・適任とした議案

- ・市長専決処分の報告について(損害賠償額の決定について)2件
- ・平成30年度生駒市一般会計補正予算(第2回)
- ・平成30年度生駒市一般会計補正予算(第3回)
- ・平成30年度生駒市介護保険特別会計補正予算(第1回)
- ・平成30年度生駒市病院事業会計補正予算(第1回)
- ・生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ・生駒市人権文化センター条例の一部を改正する条例の制定について
- ・生駒市教育委員会委員の任命について
- ・人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- ・平成29年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の報告について
- ・平成29年度決算に基づく生駒市資金不足比率の報告について
- ・平成29年度生駒市公共施設整備基金特別会計決算の認定について
- ・平成29年度生駒市介護保険特別会計決算の認定について
- ・平成29年度生駒市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- ・平成29年度生駒市下水道事業特別会計決算の認定について
- ・平成29年度生駒市自動車駐車場事業特別会計決算の認定について
- ・平成29年度生駒市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- ・平成29年度生駒市病院事業会計決算の認定について
- ・生駒市立幼稚園保育料徴収条例及び生駒市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- ・公立幼稚園、小中学校への空調設備設置を促進するための財政支援の拡充を求める意見書(案)

**編集後記**

右の用語解説にある制度で4月臨時会に提案された議員定数を削減する条例改正議案は、議会基本条例の「市民の意見を考慮する」に基づき、特別委員会において、様々な調査と有識者からの意見聴取や、市民懇談会・パブリックコメントによって、市民のみなさんからの声を聞き取りました。9月定例会では、それらに基づき委員間討議を行い、議決しました。

市議会では、広報・広聴機能を更に充実させ、市民の皆さんと共に歩む議会を目指します。

**直接請求**

直接請求とは、選挙権を有する市民が、一定数以上の連署をもって、市に対して条例の制定や改定などを求めるものです。条例の制定や改定を求める場合、選挙権を有する市民の50分の1以上の署名が必要となります。署名に問題がなければ、条例の制定や改定を求める代表者が市長に請求を行います。

市長は、請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、条例の制定や改定に係る議案が市長の意見とともに提案され、審議されることとなります。

市議会の用語解説